

オンライン授業と著作権

隅谷孝洋

広島大学

2018年10月に、本コーナーに「教材の公衆送信と著作権法改正¹⁾」という小文を掲載していただいた。同年5月に、授業目的の公衆送信について権利制限とそれに関する補償金制度を定めた改正著作権法が成立し、2021年4月の施行に向け、制度の整備が進められていたところだった。

しかし2020年の前期、コロナ禍によりほとんどの大学においてオンライン授業の実施を余儀なくされることになる。このことは同年2月時点で予見されていたが、改正著作権法ははまだ施行されていない状態だったため、各団体は文化庁などに対してさまざまな働きかけを行った。

結果として^{☆1}、2020年4月28日に予定より1年前倒しで改正法が施行された。補償金額は当面0円となった。その後、補償金額が認可され^{☆2}、翌2021年4月から授業目的公衆送信補償金制度の正式運用となる。

本稿を執筆している2023年2月の時点では、補償金総額の2割を支出することになっているSARTRAS^{☆3}共通目的事業^{☆4}も実施されている。この事業については、本号に掲載されている「SARTRAS 共通目的事業による著作権教育教材の開発」もご参照いただきたい。

一方オンライン授業の波をもたらしたCOVID-19は、教員や学生の間でオンライン授業をすっかり常識化させた。本稿では、あらためてオンライン授業

と著作権について実用的な説明を試みる。

他者著作物利用の際の判断フロー

オンライン授業の主な2つの形態、同時双方向授業とオンデマンド授業のいずれの場合にも、インターネットを通じた教材などの公衆送信が大きな要素となる。ここでいう公衆送信とは、LMSでの授業資料配布や一斉電子メール、動画ストリーミングなどを通して履修生^{☆5}に著作物を送信^{☆6}することを指す。

従前より、授業をする際には、教科書として利用している書籍や、スライドファイルに転載したネット上の図版など、さまざまな形で「他者の著作物」を利用する。他者の著作物は、それらを創作した著作者^{☆7}の財産であるため、利用に際しては著作者の許諾を得ることが原則必要になるのだが、授業で使う場合には一定の範囲で無許諾で利用できる。図-1に、授業で他者著作物を利用する際の判断フローを示す。

1番目のブロックでは、使おうとする資料がそもそも許諾の必要がないものではないかということを確認する。2番目と3番目のブロックでは、著作権法上の権利制限に該当する（すなわち特定の条件に当てはまるため許諾の必要がない）ものではないか、ということを確認する。

最後のブロックの判断でNOとなっても、使えないわけではなく、「許諾をとって使えばよい」ということに注意が必要である。許諾をとるのは手間がか

☆1 各方面からの働きかけにかかわらず改正35条の実施前倒しはなかなか実現しなかったが、最終的にはどなたかの強い政治力により実現したのであると想像している。表面上の経緯については望月²⁾を参照のこと。

☆2 年間で1人あたり小学生120円、中学生180円、高校生420円、大学生720円など。右を参照、<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/hoshokinkitei.pdf>

☆3 (一社)授業目的公衆送信補償金等管理協会。著作権法第104条の11によって規定されている。全国でただ1つの補償金管理団体である。

☆4 正確には「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」

☆5 著作権法でいう公衆には特定多数を含むので、リストに固定されている履修生も公衆となり得る。

☆6 実際に送信していなくても、履修生がアクセスしさえすれば送信される状態におくこと(送信可能化)も含む。ただし、同一構内に閉じた送信は含まない。

☆7 もしくはその権利を譲り受けた著作者。

かるように思われるが、それが本来の使い方なのだ。

自由利用可能か

□ 著作物か否か

まず、利用しようとしている資料が、著作物かどうかを考えよう。これが判断フローで最初に見るところになるのだが、意外と難しい。

著作物であるかどうかは著作権法第2条に書かれている「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」かどうかを見ることになる。具体的にどのようなカテゴリのものがあるかは、著作権法第10条から12条に例示^{☆8}がしてある。

授業で使うものであれば、たとえば調査データ(思想または感情を表現したものではない)や、単純な折れ線グラフ(創作的な表現でない)などは著作物とは見なされない。調査データなどはコストがかかっているのだが、少なくとも著作権法では保護されない。

また、大量生産される工業製品の外観も、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属さないため著作物で

はない。たとえば実験装置の写真を自分で撮影したものは授業で使っても構わない。一方他人が撮影した実験装置の写真は、「創作的な表現」になっていれば、その他人の著作物となるため許諾が必要になる。

創作的かどうかは、表現の巧拙によらず作者なりの工夫があるかどうかということだが、はっきりと線引きできるようなものではなく、判断は難しい。迷ったら「著作物だよな」と思っておいた方が無難だろう。

また、著作物であったとしても、著作者が専有している権利^{☆9}を侵害しないような使い方であれば問題がない。たとえば著作物を鑑賞したり、批評したりといった使い方については著作者はこれらを専有していないので自由に行うことができる。

□ 保護期間を過ぎているか

著作物には、それが創作された時点で自然に著作権が発生し、その後著作者が亡くなってから70年経過するまで存続する。死亡翌年の元日から70年間をカウントするので、死亡した年に70を足した年の12月31日まで存続すると考えてよい。

ただし、以前は死後50年経過するまでが保護期間だった。2018年12月30日に70年に変更されたため、その時点で切れていなかった著作権は20年延長された^{☆10}。つまり、1967年に亡くなった方の著作権は2017年12月31日に消滅したが、1968年に亡くなった方の著作権は20年追加され2038年まで存続し、2018年から2037年までは著作権が切れる方はいないことになる。

さらに、第二次世界大戦で日本と交戦していた国の著作物は交戦期間中保護されていなかったとして、10年程度^{☆11}の戦時加算が追加されることになっているのでさらにややこしい。

☆8 言語、音楽、舞踏、美術、建築、図形、映画、写真、プログラムなど。

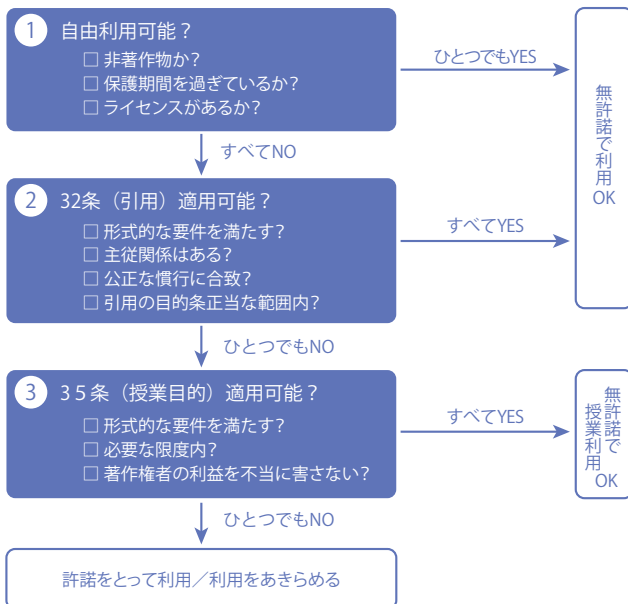


図-1 他者著作物利用時の判断フロー

☆9 著作権法第21条から28条に示してある。複製、翻訳、(以下公衆に対して)上演および演奏、上映、公衆送信、口述、展示、頒布、譲渡、貸与、など。

☆10 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_chosakuken/pdf/r1410925_01.pdf

☆11 加算するのは開戦から講和条約を結んだ日までの日数であり、国によって違う。アメリカ、イギリス、フランスなどであれば3,794日。オランダであれば3,884日など。中国やロシアは講和条約を結んでおらずこの制度の対象になっていない。



□ ライセンスがあるか

この場合の「ライセンス」はあらかじめ利用許諾を与えるもの、と考えてよい。

有償のコンテンツを購入したり年間契約している場合は、利用条件が明示してあるはずである。インターネットで公開されているコンテンツも、あらかじめ利用規約のページなどが用意されていることがある。

インターネットで無料公開されているものは、すべて自由に再利用して構わないと誤解されている場合も多いのだが、何も宣言されていない状態では「すべての権利は著作権者が専有」していると解釈せざるを得ないことに注意が必要である^{☆12}。

■ 32条（引用）が適用可能か

著作権法第32条第1項に示された要件に従えば、自分の著作物に他者の著作物を引いてきて使うことができる。この「引用」は、ほぼすべての利用について権利制限されるという非常に強いものになっているので、利用者としては慎重な運用が必要だ。これまでに何件も訴訟がある^{☆13}。

これが適用可能かどうかの条件リストとして、過去の判例や学説に基づいているいろなまとめ方が行われている。ここでは4つのチェック項目にまとめてみた。

最初の「形式的な要件」は、公表された著作物であること／区別性があること／出所を明示していること／改変していないこと^{☆14}、を意味している。あまり判断に迷わない部分だろう。

次に「主従関係」は、質・量ともに自分の著作部分が主であり、引用部分が従であると説明されることが多い。スライドであれば1枚単位ではなく、説明や前後の文脈も含めて考えてよい。

「公正な慣行」とは、著作権者に不当に大きなダメージを与えるものでないこと考えられる。根拠の

ない中傷などで引用されてはたまらない。そのほか分野により異なる慣行があるかもしれない。

「正当な範囲内」は条文の「報道、批評、研究その他の引用の目的条正当な範囲で行われるもの」に対応するものである。自らの説明と引用したい資料との関連性、引用したい分量を考慮する。

授業においては、説明に必要な最小限度の転載であれば、多くの場合32条引用となるのではないかと考えられる。一方、例題などで転載する場合には適用できないことが多いのではないだろうか。

■ 35条（授業目的の複製と公衆送信）が適用可能か

著作権法第35条は、いくつかの条件のもとで、著作者に無許諾で、授業で使用するための複製や公衆送信をおこなってもよいとするものだ。以前は「授業のためならいくらでもコピーして構わない」と誤解される向きもあったが、複製に加えて公衆送信と公の伝達にも権利制限をつけた2018年の法改正をきっかけに、少しずつその誤解は解消されつつあると考える。

前書きでも触れた著作権法改正によって、補償金が導入された。この補償金制度を「授業目的公衆送信補償金制度」と呼ぶ。第35条の条文もやはり曖昧なところが多いが、授業目的公衆送信補償金制度の構築に伴い、現場での運用を円滑にするために「改正著作権法第35条運用指針^{☆15}」（以下「運用指針」）が公開された。教育機関と著作権管理団体から同数の委員を推薦して本制度に関する意見を交換^{☆16}すべく設置された「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」（[図-2](#)参照、以下「教育著作権フォーラム」）において検討され作成されたものである。

この運用指針は、条文に出現する「授業」や「授業を担任するもの」「必要と認められている限度」などについて、定義と例で具体的に説明しようとするもの

☆12 つまり、見るのは自由だが、複製して再利用するなどの場合には原則許諾が必要になる。

☆13 何件もあるが、授業のために作っている資料での引用では、争った事例はないようである。

☆14 必要な翻訳は認められている。

☆15 <https://sartras.or.jp/unyoshishin/>

☆16 団体を代表して利益関係を代弁したりするものではない、ということ強調しておきたい。

である。権利団体と教育機関団体が共同で内容を検討して公開したという点でも画期的である。授業を行う教育関係者だけでなく、著作権者となる方にも必ず目を通していただきたい文書になっている。『すぐわかる著作権と授業^{☆17}』も、この文書をさらに噛み砕いて説明することを動機として作成に至った。

図-1のチェックリストにあげた点について、簡単に説明しておく。

最初の「形式的な要件」は、問題の複製や公衆送信が、「学校」において「授業」の過程で使用するため「授業を担当するものや受けるもの」が行うものであること、を指している。小中高や大学の公式な授業であれば、ほとんどの場合満たされるだろう。公式な授業から少し外れて、運動会や入学式、公開講座、FDなどが授業に当たるのかは気になる向きもあると思う。運用指針(p.7)に書かれているのでぜひご参照いただきたい。

2つ目の「必要な限度内」のところでは、(a)元資料のどの範囲を公衆送信するのか、(b)公衆送信の対象や期間は、というところを確認する必要がある。ともに必要な限度内でなくてはならない。

(a)は、授業担当教員が客観的に説明できなければならぬ。書籍の1ページしか必要なのに、全ページのPDFを共有したり、動画の特定の場面だけが必要なのにすべてを共有することは、無許諾での利用の範囲を越えることになる。

(b)はほとんど形式的にチェックできる。履修学生に限定して公開することが基本になるので、誰でもアクセスできる形でインターネットに公開すること

☆17 SARTRAS 共通目的事業の成果物。https://axies.jp/report/copyright_education/

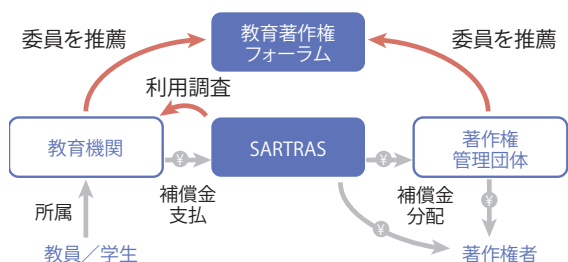


図-2 SARTRASと教育著作権フォーラム

は、対象外となる。一方、履修学生以外でも、授業参観の教員や父兄への配布は、必要な限度内にあたるとされている(運用指針p.12)。

3つ目の「著作権者の利益を不当に害さない」は、いわゆる但し書き：

ただし、当該著作物の種類および用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。(著作権法第35条)

に関するところである。これについては一言で説明することが難しいが、基本的には著作権者に対して不当に経済的な損害を与えるものでないことを確認することになる。運用指針本文^{☆18}や『すぐわかる著作権と授業』をぜひご覧いただきたい。

この項目は、2つ目の「必要な範囲」を抑えるような形で働く^{☆19}ため、必ず合わせて考える必要がある。たとえば、履修生が持っていないある書籍を、授業でその「全部を使う」場合には、全部を共有したいのだが、そうしてしまって著作権者の利益を不当に害することにならないか、という確認を合わせてするべきなのだ。普通に流通している書籍であれば、履修生が買うべきものだろうし、絶版になっていてほとんど流通していないのであれば、共有しても不当な利益を与えないかもしれない。

□ 利用報告とは

前文で述べたように、授業目的で公衆送信を行う場合は、「教育機関の設置者」が補償金を支払うことになっている。個々の教員は支払うことができない。また、国立大学の場合であれば運営費交付金に上乗せする形で国から補償金分が支給されている。その他の種類の大学・学校でも同様である^{☆20}。なので、

☆18 初等中等教育と高等教育に分けて書かれており、合計で12ページを割いて丁寧に説明してある。

☆19 逆に、写真の著作物などでは、一部分の共有は同一性保持権を侵害するおそれがあることも指摘されている(運用指針pp14-15)。

☆20 文化庁説明資料、https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunkachoshiryo_20220608.pdf



個々の教員は補償金のことは基本的に何も心配せず、著作権法に則って授業目的の公衆送信を行ってよい。といっても、本当に何も考えなくてよいわけではない。SARTRASは集めた補償金を著作権者に分配するために、どのような公衆送信が行われたか、年間1,000校程度の教育機関^{☆21}に対してサンプリング調査^{☆22}をしている。

SARTRASは現状この利用報告だけを元にして分配をするわけなので、利用報告は授業目的公衆送信補償金制度の維持のためにとても重要なものなのだ。利用報告が依頼される場合も、1カ月の間だけということである。読者のみなさんのもとに依頼があった場合には、可能な限り正確な報告をお願いしたいと思う。

オンライン……

実は、オンライン授業でも対面授業でも、今回の判断フローで考慮することはほとんど変わらない。1カ所あるとすると、コロナ禍以降のオンライン授業で一般的に行われるようになった授業映像の配信の部分である。

たとえば、対面授業で学生にテレビ番組の録画を見せたりしていたが、これは面倒くさいことを言うと、著作権法第35条(授業目的の複製)を適用して無許諾で複製した上で、同38条(非営利無償の上映など)

を適用して無許諾で上映していたことになる^{☆23}。他者著作物を一部転載して作った資料の投影も同様だし、教科書を読み上げたりするのも同様である。

これがオンライン授業になると、上演・上映ではなく公衆送信が必要になり、著作権法第35条を適用して授業目的の公衆送信を行うことになる^{☆24}。35条の公衆送信については、先に触れたように必要な限度で著作権者の利益を不当に害さないことを確認しなければならない。38条ではそのような要件はないので、言い方はよくないけれどあまり気にせずにテレビ番組や映画の上映などが可能だったのだった。

再度判断フローを眺めて

図-1に示した判断フローの1番目のブロックは、実は一番判断が難しい。ここは、迷わしいものはすべて「許諾が必要な著作物である」と割り切ってしまう。

2番目と3番目のブロックは、いずれも権利制限を適用するか判断するものである。権利制限は、公益に資するような活動で利用する場合に、著作権者の権利を多少制限してもやむをえないと考えられてのきまりでもある(図-3)。決して「特権ではない」ということを肝に銘じて、適正な運用を心がけることが重要である。

そのためにも『すぐわかる著作権と授業』をご高覧いただければ幸いである。

参考文献

- 1) 隅谷孝洋：べた語義：教材の公衆送信と著作権法改正，情報処理，Vol.59，No.11，pp.1034-1037 (2018)。
- 2) 望月俊男，重田勝介，村上正行，隅谷孝洋：教育の情報化に対応した著作権法の改正とオンライン教育普及に向けた課題，教育システム情報学会誌，Vol.37，No.4，pp.255-266 (2020)。(2023年2月16日受付)

☆21 大学では学部単位のようなだ。

☆22 <https://sartras.or.jp/hokoku/>

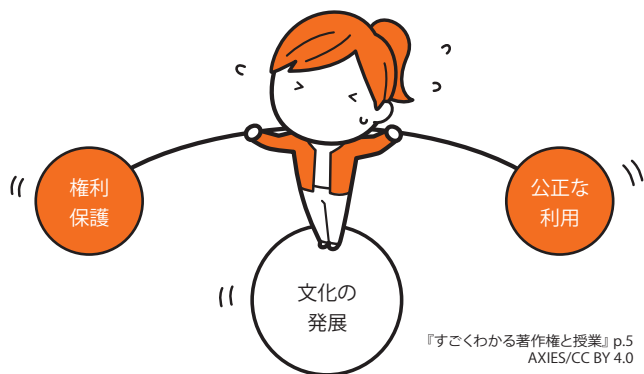


図-3 もって文化の発展を……

☆23 非営利無償の上映とは、観客から料金を集めず、上映や上演する方も報酬をもらわない場合は、無許諾で行うことができるというもの。学校の授業も、授業料や教員の給料はあるけれど、この扱いになると言われている。

☆24 ハイフレックス授業であれば、上演・上映に加えて公衆送信が必要になる。



隅谷孝洋 (正会員) sumi@riise.hiroshima-u.ac.jp

広島大学情報メディア教育研究センター准教授。2001年からLMS管理に携わる。日本教育工学会・イグ研会員。2016年から、AXIES-csd著作権TFで活動。教育著作権フォーラムAXIES推薦委員。